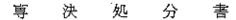
専決処分の報告について

秦野市保育所等における保育の実施基準等を定める条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成28年2月25日提出

秦野市長 古 谷 義 幸

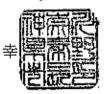




秦野市保育所等における保育の実施基準等を定める条例の一部を改正する条例について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において別紙のとおり専決処分する。

平成27年12月24日

秦野市長 古 谷 義



理由

職業能力開発促進法の一部改正により、条例で引用する同法の条項に移動が 生じたため、改正する。 秦野市保育所等における保育の実施基準等を定める条例の一部を 改正する条例

秦野市保育所等における保育の実施基準等を定める条例(平成26年秦野市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第7号イ中「職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の6第3項」を「職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の7第3項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。